

「福島県原子力損害対策協議会」

原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 平成28年6月13日（月）10：15～17：00

□**要望(要求)者** 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長 大橋信夫
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長代理：福島県市長会 冨塚有暁（田村市長）
副会長代理：福島県町村会 菊池基文（塙町長）
代表者会議構成員：
福島県商工会議所連合会 原町商工会議所会頭 高橋隆助
福島県中小企業団体中央会 会長 内池浩
農林業に係る相双地区代表 JA 福島さくら代表理事 篠木弘
農林業に係る相双地区代表 JA ふくしま未来 審議役 山田登

□**要望(要求)先** 自民党（対応者 復興加速化本部長代理 根本匠）
公明党（対応者 代表 山口那津男ほか）
民進党（対応者 東京電力福島第一原子力発電所事故対策・
福島復興推進本部長 細野豪志ほか）
経済産業省（対応者 副大臣 高木陽介）
文部科学省（対応者 研究開発局長 田中正朗）
復興庁（対応者 事務次官 岡本全勝）
東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 廣瀬直己ほか）

※上記のほか、原子力損害対策紛争審査会及び内閣府に対しても要望書を別途提出

□ **要望(要求)項目**

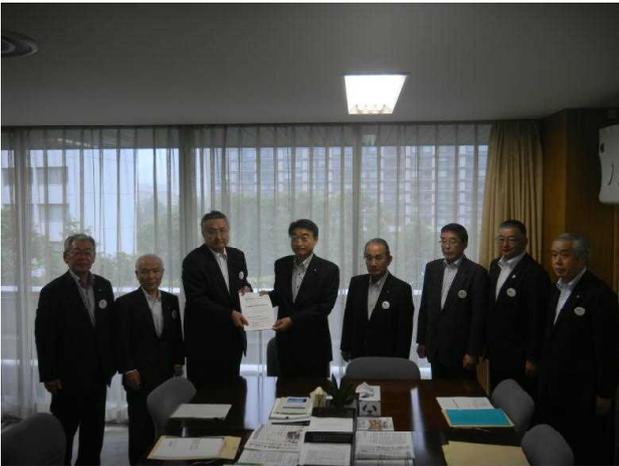
- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い（国、政党のみ）
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国、政党のみ）

□ 内 容

鈴木協議会会長代理から国、政党、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 自由民主党（対応者 復興加速化本部長代理 根本匠）

10：15～10：35 党本部5階復興加速化本部長室



【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。

＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに、協議会からの主な要望内容について、まず2頁。区域内的の農林業に関する営業損害の賠償について、具体的に示されていないので、できる限り早く示されるべきである。特に農林業は移転や転業が困難であり、その土地にある農地と森林に根差しているのもので、商工業とはまた違った状況にあることも考慮していただきたい。
- 次に、区域外の営業損害について。こちら農業についてはまだまだ風評被害が厳しい状況が続いており、十分な賠償を確実にしていただきたい。商工業についても一括賠償を行っているが、賠償の対応に相違があり、相当因果関係についてのとらえ方が非常に厳しくなっているので、類型化や判断根拠の開示等、事業者の方々に分かりやすく丁寧な説明をお願いしたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 続いて6頁。地方公共団体に係る賠償については、迅速な賠償が求められるので、請求手続きの簡素化も含めてお願いしたい。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 続いて7頁。賠償のみならず生活再建、住民帰還に向けた施策が必要である

ので、国として支援をお願いしたい。

（事業者への支援策）

- 次に、県としての商工業及び農林漁業の支援策の要望について、まず1頁。
現在、官民合同チームで商工業の施策について個別に訪問していただいているところだが、支援体制の抜本的な強化、支援策の一層の拡充をお願いしたい。
- 3頁の原子力災害対応雇用事業については、避難指示解除を契機に雇用促進にむけて非常に重要であるので、平成29年度も引き続きお願いしたい。
- それから6頁。営農再開関係について、個別の農業者への補助制度についても、商工業と同様の形での創設をお願いしたい。

【JA福島さくら篠木代表理事】

- 昨日葛尾村の避難指示が解除された。双葉郡8か町村、被災12市町村では、帰還に向けた対応が徐々に進んできているわけだが、帰還に向けた今後の対策をお願いしたい。
- 農産物の賠償については、まだ東京電力が29年1月以降分を示しておらず、農業者、各団体が非常に困っているなので、早く示すようお願いしたい。

【轡田協議会副会長（商工会連合会会長）】

- 商工業の損害賠償については、最初の話と食い違っており、2倍支払いのほ
ろが、1倍もしくはゼロということで決着しつつある。我々の会員は零細事
業者であり、相当因果関係を証明することが非常に難しく、ゼロもしくは1倍で
打ち切られることが多い。その辺りの見直しをお願いしたい。
- 相双地区の官民合同チームの事業について、事業再開するにあたっての補助
金申請や融資の申請等は、全部商工会の職員の事務となり、最終的には我々商
工会の事業になってしまう。人手が足りない状況であり、是非とも人的な援助
をお願いしたい。

【富塚協議会副会長代理（市長会副会長、田村市長）】

- 端的に言うと、固定資産税について東電の補償がない。国が減免すると言っ
たので、国の方できちんと東京電力に補償するよう言っていただきたい。

【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 自治体の固定資産税の減収分は、市町村によっては多いところで数億、数十
億の減収になっている。目的税はある程度賠償の対象になっているので折り合
っているが、固定資産税だけは支払われない。原発事故後の固定資産税の評価
額分が減収になっている状態で、そこが一番ネックになっていてADRも含めた
対応を視野に入れているところだが、非常に厳しい状況。

【菊池協議会副会長代理（福島県町村会副会長 埴町長）】

- 日本は災害列島であり、熊本に目がいってしまい福島県は忘れられてしまっている。もう少しスピード感を持ってやっていただきたい。
- 損害賠償の中で非常に困っているのは、固定資産税関係と町村等自治体では原発に関する細かい事業をたくさん行っているが、それについて全く手当もないということ。是非こまかい所にも支援をお願いしたい。

【高橋原町商工会議所会頭（商工会議所連合会副会長）】

- 先ほど商工会連合会の轡田会長がお話したとおりで、様々な地域によっていろんな問題が継続しており、特に県全体では、風評被害が非常に大きくなってきている。また、賠償の在り方についても地域によって若干異なっているので、きめ細かな対応をお願いしたい。

【内池協議会副会長（中小企業団体中央会会長）】

- 風評被害について、昨年の8月以降一括賠償においては従来の対応とは全く異なり、相当因果関係の立証に膨大な資料を要し、零細企業にとって大きな負担になっている。先ほど話があったとおり、2倍でなく1倍またはゼロという事例もかなりある。しかも基準や事例が示されないことから、どうしても不公平感がある。そのことについて、東京電力に商工3団体で陳情し、一般的な説明は受けたが、個別にはまだまだ大きな問題があると考えている。
- 5年経って、風評というのは決してなくなっているはいない。価格競争の中で、我々中小事業者が一生懸命頑張って売り上げを戻そうとするが、売値を安くしないと買ってもらえないため、赤字が累積するという状態があることを御認識いただきたい。

【根本匠東日本大震災復興加速化本部長代理】

- 皆さんの要望は承知した。大事なことは、予算をつければよいというものではなく、ステージによって新たに出てきた課題に対応すること。ただ、具体的に何が問題なのかを詰めなければならない。
- 復興加速化本部は、政府与党と一体であり、政府を動かしている。我々としても協力していきたい。
- 相当因果関係の件は、類型化するなどきめ細かな対応が必要だと思う。
- 官民合同チームによる1社1社の対応は画期的である。確かにいろいろな制度を用意したときに、商工会に負担がかかることについての人的援助もまた、震災雇用とか今の枠組みもあり、一つ一つ詰めが必要である。
- 避難指示区域の農業再生についてはすでにとりかかっている。
- 風評対策は、かなり予算を組んで取り組んでいる。これは私の持論だが、

空間線量は、世界と比較するとすごく低い。例えば主要都市の中で上海では、0.5ほどある。だから地域比較をすることが一番安心感につながるのではないか。それと食品規制値をなぜあそこまで厳しくしたのか理解しがたい。

- みなさんと一緒にしっかり復興に取り組んでいきたい。

2 公明党（対応者 代表 山口 那津男ほか）

11:00～11:15 衆議院第2議員会館 1018会議室



【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。

＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに、協議会からの主な要望内容について、まず2頁。区域内的の農林業に係る営業損害の賠償について、東電に早く考え方を示すよう求めているところだが、まだ示されていない。特に農林業については、農地や森林が地域に根ざしており、移転や転業が困難である。商工業とはまた違った状況にあることも考慮いただき、早急に賠償の考え方を明示し、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるようお願いしたい。
- 次に、区域外の営業損害について。こちらも農業については出荷制限の継続や、全国的な市場価格との差がまだ著しく、風評被害が続いており、十分な賠償を確実にしていただきたい。また、商工業に係る営業損害についてはすでに枠組みができていますが、個別の賠償の対応に相違があり、相当因果関係の証明においてかなりの資料を求められている状況であることから、類型化や判断根拠の開示等により負担を軽減し、個別の事情に応じた賠償を丁寧に行っていただきたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 続いて6頁。地方公共団体に係る賠償については、これまで民間の賠償を優先してきたところだが、今後は迅速な賠償と請求手続きの簡素化も含めてお願いしたい。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 続いて7頁。賠償はさることながら、国においては生活再建、住民帰還に向けた施策をお願いしたい。

（事業者への支援策）

- 次に、県としての商工業及び農林漁業の支援策の要望について、まず1頁。現在、官民合同チームで商工業の施策について個別に訪問していただいているところだが、支援体制の抜本的な強化、支援策の一層の拡充をお願いしたい。
- 3頁の原子力災害対応雇用支援事業については、避難指示解除を契機に雇用促進にむけて非常に重要であるので、平成29年度も引き続きお願いしたい。
- それから6頁。営農再開関係について、個別の農業者への補助制度についても、商工業と同様の形での創設をお願いしたい。

【山口代表】

- 賠償は帰責事由のない住民や事業者に対し、東京電力や国が共に責任を果たせるよう環境を整えていくのが本来の役割である。相当な補償ではなく現実に起きた損害の賠償であるので、個別の状況に応じて尽くしていくことが重要である。相当因果関係のあるなしというのは一見幅がありそうだが、それは万人が認める、そして後世にも納得が得られる相当因果関係の判断でなければならない。そこを丁寧にこれからも推進していくという立場で臨んでいきたい。
- 賠償は過去の損害の償いにすぎないので、これからどうするかは県、国、関係市町村も合わせた施策の展開となってくる。新たな地域の創造という視点で力を合わせていかなければならない。本日の要望の趣旨に沿って実現できるよう全力で取り組んでまいりたい。

【大橋協議会副会長（JALプ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

- 避難指示区域内の農林業に係る営業損害の賠償については、包括請求期間経過後の平成29年1月以降の賠償に関する考え方が何ら示されていない。
葛尾村については昨日（6月12日）避難指示が解除され、川内村が6月14日に、南相馬市については7月12日に避難指示を解除することが決定されたが、生産基盤である農地には依然として除染の廃棄物が山積みになったままの状況で処分が未だ決まっていない。これを早急に片付けていただけるようお願いしたい。

【轡田協議会副会長（商工会連合会会長）】

- 営業損害賠償の一括払いについては、当時年間逸失利益の2倍相当額を支払うという説明があったが、現実には2倍の額をもらえる事業所はごく少数であり、多数は1倍又はゼロである。

我々の会員は零細事業所が多いので、なかなか相当因果関係を証明できる書類の作成等が難しく、かなり厳しい状況にあるので、もっと柔軟に対応するよう東京電力に対する指導をお願いしたい。

【富塚協議会副会長代理（市長会副会長、田村市長）】

- 地域の中で一番困っていることは、賠償格差が生じていることである。田村市の中で、隣の葛尾村、川内村との間でも格差が生じているが、そうした格差をつけていただきたくない。住民の関心はすべてお金にいつてしまっている。

今回の早期帰還・生活再建支援交付金事業でも田村市では事業に充当するが、川内村と広野町は二十数万円の地域振興券を住民に配付する。これはお金を配付したと同じである。このように格差が出てくるので格差をつけないでいただきたい。

- 12市町村の固定資産税は国が無料と言ったが、我々地方公共団体は税収分の一部が入らず困っている。東京電力にこの減収分を負担するよう指導していただきたい。

【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 現在、東京電力と税収の賠償について調整しているが、固定資産税についてだけ調整が進まない状況である。

【菊池協議会副会長代理（町村会副会長、埴町長）】

- 東京電力からの賠償が2年間分一括で支払われるが、一挙に多額の賠償が支払われるため、それに対する税金が相当賦課され、実質的なメリットがないのではないかという心配もある。また、翌年からは個別に相当因果関係を証明しないと支払われない。東京電力にもっと柔軟に対応するよう指導していただきたい。
- 一番遅れている自治体賠償についても、地方公共団体の税収は地価の低下や人口減少などで年々落ち込んできているため、何とか一括で補償してもらえようをお願いしたい。

【井上幹事長】

- 来年度予算に関わる話、東電の賠償の件などいろいろお話があったが、皆さんの要望に応えられるよう取り組んでまいりたい。

3 民進党（対応者 東京電力福島第一原子力発電所事故対策・福島復興 推進本部長 細野豪志ほか）

11：30～11：45 衆議院第1議員会館 818会議室



【金子議員】

- 毎年このような要望をしていただき、少しずつは前進しているが、まだまだ課題がある。今日は、私ども復興推進本部の細野本部長とともにお話を伺い、我々もしっかり取り組んでいきたい。

【鈴木協議会会長代理（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに、協議会からの主な要望内容について、まず2頁。区域内的の農林業に係る営業損害の賠償について、昨年11月、東電に考え方を早急に明示するよう求めたところだが、まだ進展がない。特に農林業については、農地や森林が地域に根ざした生業として行われることから、移転や転業が困難である。商工業とはまた違った状況にあることも考慮いただき、早急に賠償の考え方を明示し、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるようお願いしたい。
- 次に、区域外の営業損害について。こちらも農業については出荷制限の継続や、全国的な市場価格との差が依然として大きく、風評被害が続いており、十分な賠償が確実に行われるようお願いしたい。また、商工業に係る営業損害についてはすでに枠組みができているが、個別の賠償の対応に相違があり、相当因果関係の証明においてかなりの資料を求められ、また厳しく査定されている状況であることから、相当因果関係の類型化や負担軽減等を含め、個別の事情に寄り添った対応をお願いしたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 続いて6頁。地方公共団体に係る賠償については、進捗が非常に遅れている

ので、迅速な賠償に向けて事務の軽減化も含めてお願いしたい。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 続いて7頁。賠償はもちろんですが、国による被害者に寄り添った生活再建、住民帰還に向けた施策をお願いしたい。

（事業者への支援策）

- 次に、県としての商工業及び農林漁業の支援策の要望について、まず1頁。現在、官民合同チームで商工業の施策について個別に訪問していただいているところだが、支援体制の抜本的な強化、支援策の一層の拡充をお願いしたい。
- 続いて3頁。以前の緊急雇用事業が今年から原子力災害対応雇用支援事業として継続しているが、避難指示解除を契機に、雇用の受け皿が非常に重要であり、また商工会等の体制の支援も重要であるため、事業の継続と必要な予算の確保をお願いしたい。
- それから6頁。営農再開関係について、避難地域ですぐに集落営農は難しいので、新たに個々の農業者への補助制度の創設をお願いしたい。

【細野東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部長】

- もともとは私共に政権があるときに、政府も関与して作った損害賠償のスキームであるが、5年が経過し、今御要望いただいたことからすると、当初の我々が意図した通りに動いていないということであれば、しっかり対応するよう私共が働きかけていかなければならない。
- 被害者に寄り添う意味では、損害賠償ももちろん大事ではあるが、それ以上に、国がしっかり責任を持って対応していくことが重要であると思う。
- 非常に重要な御要望をいただいたので、民進党としても最大限働きかけていきたいということをお約束申し上げる。

【大橋協議会副会長（Jグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

- フレコンバックが片付かない状況である。3年で片付けるはずが5年経っても片付いていないので、対応をお願いしたい。

【JA福島さくら篠木代表理事】

- 広野、葛尾、川内と解除が続く中、避難者が営農再開するにあたっての課題が山積みである。5年が経過し、営農再開するにあたって、JAの農業施設は耐用年数が過ぎ、全然使えない状況であるが、解体費用もでない、施設も建てられない中、JA独自で対応しなければならないので、補助制度の創設をお願いしたい。

【高橋原町商工会議所会頭（商工会議所連合会副会長）】

- 避難区域内の商工業の今般の官民合同チームの支援策等々、徐々に立ち直りつつあるが、やはり風評問題や賠償の手続きの問題も含めて、取り巻く環境は大変厳しく、なかなか先が見えない状況が続いてる。やはり被災地域の実情を踏まえて、バランスのいい寄り添った賠償の責任をきっちり守るよう、東京電力を御指導いただきたい。

【内池協議会副会長（中小企業団体中央会会長）】

- 国の指針の見直しを受けて、平成27年8月以降の営業損害の一括賠償の手続きが始まっているが、相当因果関係の確認について、これまでにはなかった膨大な資料の作成、提出を求められるにもかかわらず、満額ではなく半分あるいはゼロとなる。それであれば、どのような基準をどのように運用したのか、個々の事業者にきめ細かく説明することが大切で、そうした指導をお願いしたい。
- 事故から5年以上経過した現在でも、風評被害は終わっておらず、ほとんどの事業者は懸命な売り上げ回復の努力をしているわけだが、厳しい価格競争の中、安値でないと受注できない状況であり、売り上げが見た目で回復しても、利益はどんどんひどくなるというのが実態であることを認識していただき、適切な対応をお願いしたい。

【富塚協議会副会長代理（市長会副会長、田村市長）】

- 今回一つだけお願いしたいのは固定資産税について。田村市都路地区の方は避難をさせていただいたが、その固定資産税は減免される。しかし、その分は東京電力から補償されない。減収分を補償すべきは東京電力だが、減免したのは国であり、ダメであれば国がやるべきである。その辺が曖昧なので、よろしくをお願いしたい。

【金子議員】

- 御要望は承った。しっかりと対応してきたい。

4 経済産業省（対応者 副大臣 高木 陽介）

13：30～13：45 経済産業省 本館11階 副大臣室



【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。

＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに、協議会からの主な要望内容について、まず2頁。区域内の農林業に係る営業損害の賠償について、東電に早く考え方を示すよう求めているところだが、まだ示されていない。特に農林業については、農地や森林が地域に根ざしており、移転や転業が困難である。商工業とはまた違った状況にあることも考慮いただき、早急に賠償の考え方を明示し、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるようお願いしたい。

- 次に、区域外の営業損害について。こちらも農業については出荷制限の継続や、全国的な市場価格との差がまだ著しく、風評被害が続いており、十分な賠償を確実にしていただきたい。また、商工業に係る営業損害についてはすでに枠組みができていますが、個別の賠償の対応に相違があり、相当因果関係の証明においてかなりの資料を求められている状況であることから、因果関係の類型化や手続きの簡素化等により、被害者に寄り添った賠償をお願いしたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 続いて6頁。地方公共団体に係る賠償については、これまで民間の賠償を優先してきたところだが、今後は迅速な賠償と請求手続きの簡素化も含めてお願いしたい。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 続いて7頁。賠償はさることながら、国においては生活再建、住民帰還に向

けた施策をお願いしたい。

（事業者への支援策）

- 次に、県としての商工業及び農林漁業の支援策の要望について、まず1頁。現在、官民合同チームで商工業の施策について個別に訪問していただいているところだが、支援体制の抜本的な強化、支援策の一層の拡充をお願いしたい。
- それから直接は関係ないが、営農再開関係について、避難地域ではすぐに集落営農と言われても対応できないので、個別の農業者への支援について、経済産業省サイドからも支援をお願いしたい。

【高木副大臣】

- 昨日葛尾村、明日は川内村、7月12日には南相馬市で避難指示が解除される見込みだが、まだまだ被災者の生活にとってみれば途上だという認識でいるので、我々も今後しっかりと取り組んでまいりたい。
- 農林業の賠償の考え方については、早い段階でださないと農業者の方の不安もあると思うので、早期に示すよう東京電力をしっかりと指導してまいりたい。
また、避難指示区域外の賠償についても、損害が出ている部分はしっかりと賠償するよう東京電力を指導してまいりたい。
- 商工業等の賠償については、個別の事情を踏まえ、被災者に寄り添う観点で丁寧でわかりやすい説明を徹底するよう東京電力を指導してまいりたい。
- 東京電力が商工業者を訪問し、証憑の準備支援を行うなど負担軽減の取組を実施しているので、さらにしっかりと取り組むよう指導したい。
- 賠償以外の支援については経済産業省だけの問題ではないので、政府として復興庁とも連携を取りながら、生業を含めて生活が再建できるよう、県、市町村、各種団体等現場の声をしっかりと受け止め取り組んでまいりたい。
- 官民合同チームの体制強化については一過性のもではなく、これから避難指示の解除が本格化する中で官民合同チームによる事業再開に向けた支援を、また、事業再開しても生業が成り立たないと意味がないので、今後さらに体制の強化をしながら、来年度の予算も含めしっかりと検討してまいりたい。

【轡田協議会副会長（商工会連合会会長）】

- 事業再開に向けて前進はしているが、問題はこれからである。官民合同チームが最後まで面倒を見てくれるわけではなく、最終的には商工会の団体の方に全部振られてくる。これから事業再開するのに補助金だとか、融資を受けたいとか、すべて商工会の職員が携わるようになる。今でさえ人が足りないのにどうしようもなくなる。是非人的な支援をお願いしたい。
- 会津地区の風評被害が以前として厳しい。相当因果関係の証明が難しく会津

地区の賠償の打ち切りが多い。最初2倍支払われたのが1倍になり、ゼロになる。会津地区の小さな旅館は3分の1から半分は倒産するだろうと言われている。小規模企業なので相当因果関係を証明する証憑をそろえるのがなかなか難しい。東京電力にもっと柔軟に対応するよう指導をお願いしたい。

【高木副大臣】

- 12市町村はもちろんだが、会津対策も考える必要がある。

【大橋協議会副会長（JALプ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

- 風評被害が依然として続いている。西日本の方に行けば行くほど放射能に対する不安が根強い。国からも福島の実況を説明いただきたい。

【高木副大臣】

- 風評被害というのは理論ではないと感じている。正しく知識を伝えても、全袋検査をやって大丈夫だとなってもイメージとして福島産はとなる。この間のG7サミットで福島産のものを出して食べてもらって、これはいいねいいねとなった。絶えずそういうことをやり続けていかないと風評被害はなくなるのだと思う。今後県とも相談して知恵を出していきたい。

【JA福島未来そうま地区本部山田審議役】

- 避難指示区域においては現在も避難指示が継続しており、将来の農業の見通しがたたない。生産基盤の農地は放射能の汚染廃棄物が山積みになっており、農作物を作付けするためのため池等の共有インフラの除染も未了である。このように避難指示が解除されてもすぐには農業を再開できない状況にある。

また、原発事故によりが経営対象や経営基盤、家族すべてをずたずたにされ、経営者の営農再開意欲を喚起できない状況にある。帰還するのか移転するのか、農業を継続するのか廃業するのか、どんな作物を作れるのか、作っても売れるのか。農業者の心の復興が進まない中で早急な決断を迫られている。

よって、不耕作を余儀なくされている農業者に対しては、当面土地収用法の営業補償期間を現在の2倍の6年から3倍に、避難指示が解除になっても今後プラス3年間賠償を継続するよう指導をお願いしたい。

- 今後個々の農家の経営判断によりどの時点の営農再開になるかわからない。どの時点で営農再開になっても、営農再開に係る追加的費用を賠償するよう指導をお願いしたい。
- 避難指示解除区域以外は風評被害が依然として継続しており、損害が続く限り市況格差等の賠償を継続するよう指導をお願いしたい。また、将来分の見なし一括賠償は絶対に行わないよう指導をお願いしたい。

【高木副大臣】

- 心の復興が必要だという話があったがどうすればいいか。農地の除染はやった。これからため池の除染もやっていかななくてはならない。一方、除染をやっていないなくても復興して営農再開している地域もある。同じ農業者でもひとりひとり状況が違う。マスでとらえてこうだという話ではない。1年間個別訪問をして考え方が大部変わったのが、国対県、国対自治体、国対皆さんの団体であったりとか対立構図にしてはいけないということ。どうしたらその人が納得してできるのだろうかということと一緒に考えた方がいいと思う。

【JA福島未来そうま地区本部山田審議役】

- とりあえずはまず除染の廃棄物を撤去していただきたい。あのゴミの山を見るとやる気が失せてしまう。撤去してもらえればそこから農業者の方にも話しかけはできるのかと思う。

【高木副大臣】

- 中間貯蔵施設については環境省が今一生懸命やっていて、大熊町の方は公有地も含めてやろうかという流れになり始めている。双葉町も現在悩んでいる。公有地はかなりのスペースなのでこれをやれば加速はすると思う。これは国がやるのだけれど、国がやるから見ていようかではなく、出来ればその時に一緒になって気にしてもらいたい。先ほどもお話したとおり対立構図でいると物事が何も始まらない。とにかく1軒の農家の方がやりたいなと思ってもらえる。すぐにはできないかもしれないけど、2年後には5年後にはと希望を持てるようにすることが大切な事だと思う。帰りたいと思っている人が帰れるようにする。農業をやりたいという人が農業をできるようにすることが一番大切な事であって、そういう流れをつくれるよう国も全力をあげて取り組んでまいりたい。

【菊池協議会副会長代理（福島県町村会副会長 埴町長）】

- 中間貯蔵施設を早めに作っていただきたい。

【高木副大臣】

- まだまだ課題も多いが、連携をとりながらよろしくお願ひしたい。

5 文部科学省（対応者 研究開発局長 田中 正朗）

14:00～14:15 文部科学省東館18階研究開発局会議室1



【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、J A、商工団体、市町村の代表と共に、原子力損害賠償の完全実施に関する「緊急要望書」、また、併せて、県として、商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る「要望書」をお持ちした。

＜営業損害に係る賠償＞

- 直接の話ではないが、区域内の農林業に係る営業損害の賠償の考え方について、来年1月以降の枠組みを早く示していただきたい。併せて、区域外の風評被害の賠償が厳しいということで、引き続きお願いしたい。商工業の営業損害についてはすでに枠組みできているが、東京電力の査定が非常に厳しい。相当因果関係の類型化をして、被害者の実情に沿った賠償をお願いしたい。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 特に4頁（4）。「相当期間」の話、これは何度も言っているが、避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、地域の実情や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確保していただきたい。
- それから6頁。原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について、多くの被害者に共通する損害は、類型化による「指針」への反映によって賠償がなされるべきであるから、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の「指針」として明確に示していただきたい。
- 今日は併せて審査会の鎌田会長宛の要望書もお持ちしたので、今申し上げた点を審査会にもおつなぎいただいて、しっかりと対応をお願いしたい。

【田中研究開発局長】

- 本来であれば政務三役が対応すべきだが、公務によりどうしても対応できないことから私が代わって承ったうえで、きちんと三役にお伝えしたい。
- 御承知と思うが、「相当期間」については、避難指示を解除しても、精神損害や避難費用が一定程度続くとされており、中間指針の第四次追補の中で、一年間を当面の目安としている一方、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当とされている。
- 解除後の実情については、指針を作った審査会でフォローアップさせていたでいる。先週木曜日に審査会を開催しており、鎌田会長もぜひ「現地に行って直接見たい」とおっしゃっている。
- ADR の和解案は、指針ではカバーできない個別具体的な事情について、申し立て内容と東電の言い分を考慮して示すもので、割合とうまく機能しているものと思っている。指針というのは一度作ればそれで終わりではないので、今日いただいた御意見についても指針の議論に反映していきたい。

【富塚協議会副会長代理（福島県市長会副会長 田村市長）】

- 都路地域における学校教育について、子どもたちは全国的に比較して太り気味であるが、甲状腺がんの影響はないとされている。ここで教育を受けていると、これからいつ甲状腺がんが発症するかわからないという心配の声もあるが、私は科学者でもなく医者でもなく、影響についてわからないので、国でしっかり対応していただきたい。

【菊池協議会副会長代理（福島県町村会副会長 埴町長）】

- 放射能を正しく知って、正しく恐れるということを教育の中で取り入れていただきたい。

【大橋協議会副会長（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

- 報道関係について、3月頃、福島に対して差別的な印象を与えるような番組があった。国であのような報道を認めているのか。指導願いたい。

【田中研究開発局長】

- 放射線、放射能、福島の実態について、できるだけ正しい知識を教育の中で盛り込む努力を引き続きしていきたい。報道に関しては干渉できないというのが日本の建前であるが、ネガティブな報道がなされることについては、我々がより正確なものをニュースに取り上げてもらうよう発信していく。マイナス思考ばかりではなく、正確で安心できる情報を国をあげて発信していく。

6 復興庁（対応者 事務次官 岡本全勝）

15：15～15：30 復興庁12階 1205会議室



【鈴木協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、J A、商工団体、市町村の代表と共に、原子力損害賠償の完全実施に関する「緊急要望書」、また、併せて、県として、商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る「要望書」をお持ちした。

＜営業損害に係る賠償＞

- 直接の話ではないが、区域内の農林業に係る営業損害の賠償の考え方について、来年1月以降の枠組みを早く示していただきたい。併せて、区域外の風評被害の賠償が厳しいということで、引き続きお願いしたい。商工業の営業損害についてはすでに枠組みできているが、東京電力の査定が非常に厳しい。相当因果関係の類型化をして、被害者の実情に沿った賠償をお願いしたい。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 7頁。賠償はもとより、住宅確保、就業支援、事業再開等々きめ細かな生活再建策、帰還に向けた支援策が必要であるので、賠償とあいまってこうした支援策を充実していただきたい。

（事業者への支援策）

- 次に県の要望、「福島相双復興官民合同チーム」を中心に個別の事業者を回っていただいているが、一層の体制の強化、支援策の強化についてお願いしたい。
- それから3頁。「原子力災害対応雇用支援事業」について、昨年度予算を組んで事業化していただいたところだが、避難指示の解除を契機にこれまで以上に必要な事業であるので、平成29年度も引き続き必要な予算の確保をお願いしたい。
- それから6頁。避難地域の営農再開については非常に条件が厳しくなっている。農水省は従来の枠組みで集落営農と言っているが、避難地域で集落としてまとまってやるという状況にないので、個々の農業者への補助制度を考えてい

ただきたい。今までの補助金の枠組みで集落営農とか地域全体でというわけにはいかないで、新しい発想での枠組みをお願いしたい。

以上、29年度の予算の確保も含めてよろしくお願いしたい。

【岡本事務次官】

- 福島の皆さんには震災から5年間御苦勞をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。
- やはり5年たつと次の課題が見えてくる。何も被害のないところの農業政策とこれから戻るところの農業政策は同じようにはいかない。商工業では今、官民合同チームが回っているが、一年たつていいところともう少し検討すべきところが見えてきた。
- 賠償の問題も最初は手探りだったが、ここまできて個別の問題も見えてきたので、今日いただいた個別の案件は、政府内で検討して対応させていただきたい。

【大橋協議会副会長（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

- 要望については副知事から説明いただいたとおり。風評被害についてはまだまだいろいろな被害があるので、対応をお願いしたい。

【岡本事務次官】

- 先日の仙台の財務大臣会合と志摩サミットの際に、被災地のお酒などの産品をヨーロッパからのマスコミ等の関係者に提供するなど、官邸も外務省も対応しているところ。

【轡田協議会副会長（商工会連合会会長）】

- これから営業を再開したいという人も出てきている。我々の会員事業所には大変小さな所もあり、補助金の申請書の作成などは、我々商工会の仕事となっている。人手も不足しており、また風評対策にも取り組んでいるところであり、原子力災害対応雇用支援事業については、継続してお願いしたい。

【岡本事務次官】

- 原子力災害対応雇用支援事業はやめるわけにはいかない。

【菊池協議会副会長代理（福島県町村会副会長 埴町長）】

- 中間貯蔵施設を早めに作っていただきたい。

【JA福島さくら篠木代表理事】

- 避難地域の営農再開については、JAとして農業用施設を再開しないと、いくら営農再開しても、受け入れ体制ができない。施設については一切補助事業は

なく、JA 独自で対応しなければならないため、予算等の対応をお願いしたい。

【岡本事務次官】

- 要望内容は確かにお預かりした。一日でも早く、戻れるように努力していきたい。

7 東京電力（対応者 代表執行役社長 廣瀬直己ほか）

16:00～17:00 東京電力(株) 本館3階 C会議室



【東京電力 廣瀬社長】

- 私どもの事故から5年3か月以上が経ち、本当に長い間、まだ引き続き大変御迷惑をお掛けしていること、不祥事が続いていること、本当に申し訳なく思っているとともに、改めてこの場をお借りしてお詫びを申し上げたい。
- 東京電力としては、福島復興の責任を果たしていくことが、東京電力の原点であるということを社員及びグループ会社の一人一人まで心に刻んで、今後ともしっかりと賠償並びに復興活動、それから汚染水、廃炉対策など、皆様方に御心配をお掛けしないようにこれからもしっかりとやっていく所存である。
- 本日は、こうした場を設けていただき、大変ありがたく思うとともに、また、皆様方からのひとつひとつの御意見を参考に、少しでも前に進めていきたい。

【鈴木協議会副会長代理（副知事）】

- まず、私から要求書に沿って、特に3項目について、御説明させていただく。

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書2頁1（1）避難指示区域内の農林業に係る営業損害の賠償の考え方については、昨年11月の要求でも強く求めたが、進展がない。農林業については農地や森林に根差して営まれる生業であることから移転や転用が困難であ

る。また多くの生産者が長期間の不耕作による農地の荒廃などにより、将来の農業経営に対する懸念を強めている。早急に包括請求期間経過後の平成29年1月以降の賠償に関する考え方を明示し、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるようにしていただきたい。

- 要求書2頁1(2)。避難指示区域外における農林水産業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況をしっかりと踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。
- 要求書3頁1(2)エ。商工業に係る営業損害に関する一括賠償についてはすでに枠組みがあるが、同様の損害を受けている被害者と賠償の対応に相違が生じることのないよう、特に相当因果関係の類型化、相当因果関係の有無の判断根拠の開示などとともに、戸別訪問などにより被害者のそれぞれの事情に沿った、わかりやすく丁寧な説明をお願いしたい。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書5頁3(4)。損害賠償の手続きについては、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、賠償請求未了者への請求手続の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行っていただきたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書6頁6(1)。地方公共団体に係る賠償については、事故から5年3か月経過しているにもかかわらず、賠償の進捗が遅い状況である。請求手続の簡素化、審査体制の強化を図り、本県の復興の要となる地方公共団体の賠償についても、迅速かつ確実に行っていただきたい。
- 以上、私からは主に3点ほど申し上げたが、最後まで責任を持って損害がある限り賠償するという原則は貫いていただきたく、強く要求する。

【東京電力 廣瀬社長】

- まず始めに、農林業者様に関わる賠償について、避難指示区域内の農林業者様に対する賠償対象期間は、御存じのとおり今年の12月までお示している。昨年6月に閣議決定されました「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、復興に向けた営農再開のための支援策の充実も含まれているため、東京電力としては、こういった自立支援策の状況等も踏まえながら、取り扱いについては検討を進めているところである。今後の賠償に対する考え方について、なかなか具体的な時期をお示しするのが非常に難しい状況ではあるが、なんとか秋頃までにお示しできるよう鋭意検討を進めてまいりたいと考えている。
- 避難指示区域外における農林業者様が被られた風評被害については、中間指針等において、原則として賠償すべき損害として示されている農林水産物を踏まえ、風評被害により支障が生じた事業に関わる逸失利益や、取引先の要求等

により放射性物質の検査の実施を余儀なくされた検査費用等を賠償させていただいているところである。今後の取り扱いについては、避難指示区域内の農林業者様のお取り扱いと併せて中間指針の考え方も踏まえながら、適切に検討してまいりたい。

- 続いて、避難指示区域外における商工業等に係る営業損害について、弊社の事故との相当因果関係が確認できる個別の御事情として、例えば、避難指示区域に商圈があって、法令認可等の制限によって、他の地域の新規顧客の開拓が制限されているような場合、あるいは、福島県に所在する商工業者様で、主として県外から来訪される観光客を対象として事業を営んでいる方等を考えており、御請求書類等でも御案内申し上げているところ。各事業者様が営まれている事業や、地域の特殊性により、風評被害が生じている状況が当然異なるため、申し上げた事例に該当しないからといって、すぐそれで終わりということではなく、各事業者様の個別の事情を丁寧にお伺いして、適切に対応してまいりたい。また、これまでに商工業の団体様からいただいた御意見を踏まえ、各事業者様に、電話による確認等とあわせて、直接訪問し御事情を伺ったり、現地体制の強化を図っているところであり、引き続き、親身・親切的な賠償に取り組んでいきたいと考えている。
- 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償については、これまでも請求書類の簡素化や証憑収集の効率化などに取り組んでいるところだが、引き続き御請求者様の御負担軽減につながるよう努めてまいりたい。また、御請求がお済みでない御請求者様には、福島県様及び関係自治体の御協力をいただきながら、御請求を呼びかける取組を今鋭意実施しているところ。東京電力としては、被害を受けられた方々に寄り添い、賠償を最後の一人まで貫徹するというところでやらせていただきたいと思っている。
- 最後に、地方公共団体様に係る賠償については、被られた損害の内容や御事情をお聞きし、そして対応するように努めてまいったが、原子力災害対応に係る費用や風評被害の払拭に係る費用などについても一律的に判断することなく、これまで以上に各地方公共団体様の個別の内容・御事情をしっかりと丁寧にお聞きし、個別事情に応じた的確な証憑の御案内や証憑収集のお手伝いなど、柔軟に対応を心がけてまいりたいと思っている。

【大橋協議会副会長（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長）】

＜農畜産物損害賠償に関する事項＞

- 農畜産物の損害賠償については、避難指示区域内の包括請求対象期間である平成28年12月まで継続することとなっているが、東京電力はそれ以降の賠償について未だ方針を示していない。このような中、避難指示区域だった葛尾村が昨日、避難指示が解除され、明日6月14日には川内村が、7月12日に

は南相馬市の避難指示が解除されることが決定した。しかし、同地域では、依然として生産基盤である農地に除染廃棄物が山積みになっており、これらの廃棄物の処分がまだ決まっておらず、その光景は生産者が営農再開しようという意欲を減退させているものである。また、共有インフラの除染の遅れや除染による農地の地力低下など、営農再開を見通すことができない状況にある。また避難指示区域外の地域でも、原発事故の影響により、事故後5年を経過してもきのこや山菜類などは出荷制限が解除できない状況にあるほか、多くの農畜産物はよいものを作っても他産地より安く店頭には並べなければならないなど、依然として風評被害が改善せず、今後も改善の見通しが立たない状況にある。このように、多くの生産者は将来の農業経営に対する不安を払拭できない状況にあることから、平成29年1月以降の損害賠償については、早期に方針を示すこと、また現行の損害賠償指針も継続するよう強く要求する。

＜避難区域内のJA等の営業損害賠償に関する事項＞

- 避難している農家組合員の営農再開支援とJAの事業再開を果たすために実施する追加的費用を確実に賠償するよう要求する。例えば、事業用資産の修繕費用をはじめ、廃棄、解体費用など。使用不能になったものを解体し再建する必要があるほか帰還困難区域に残された施設などは、使用できないなどの問題を抱えている。さらに、現在の賠償基準は実態とかけ離れたものであることから、賠償基準の見直しを要求する。

【JA福島さくら篠木代表理事】

- 我々被災地域の農業の復興については、双葉郡8か町村のうち、広野、川内が帰還し、楡葉町は去年9月に帰還している。葛尾村が昨日解除になったが、解除になって帰村しても営農再開等についての体力がまだまだ不十分である。
- 賠償の諸問題についても、東京電力の職員が来ていただいているいろいろな意味で手伝ってもらっていることに対しては御礼を申し上げたいが、これからも十分な対応をお願いしたい。
- 再開するにあたっての農業用施設について、解体費用については東京電力では認めないという方向であると聞いている。農業用施設がないと再開してもどうにもならない状況であり、再開について解体費用と諸問題等も要求していくので、親身になって対応していただきたい。
- 今日の話と別になるが、1号機の解体については十分な対策をとって、3号機のようなことがないように廃炉について進めていただきたい。

【JA福島未来そうま地区本部山田審議役】

- 管内農業の現状を説明する。まず避難指示区域について、現時点では将来の見通しが立たず、自立するには相当の期間が必要である。生産基盤の農地は、

仮置き場となり、現在も大量の放射能の汚染ゴミが山積みになっており、農作物を作付けするための、ため池、堤、堰等の共有インフラの除染が完了しておらず、避難指示が解除されても、すぐには営農再開はできない状況である。また、現状では経営者の営農再開意欲を喚起できず、帰還か移転か、農業の継続か廃業か等、農業者の心の復興が進まない中で、決断を迫られているという状況である。

- よって当面、土地収用法の営業損害の補償期間3年の3倍、今後プラス3年相当の期間、賠償を継続するよう要求する。また、将来どの時点での営農再開になっても、営農再開に係る追加的費用、全額を賠償するよう要求する。
- 次にJAの事業関係の賠償について説明する。施設解体費用にかかる損害の考え方について、御社は現状回復のための建て替えに伴う、解体、廃棄費用については賠償対象と言っているが、元の位置での建て替えでなければダメであるとして、解体費用について賠償を拒否している状況である。例えば、南相馬市小高区の小高総合支店は、利便性を考えて旧事務所の位置ではなく、直線で20、30メートル離れたところに新事務所をかまえた。旧事務所は原発事故による避難のため、当該地域に立ち入りが制限され、5年にわたり施設の管理、修理ができない状況となり、劣化、雨漏り、対象資産が修復できなくなったため、解体した施設である。是非賠償の応諾をお願いしたい。
- 公共施設の賠償の証憑として、15年以上前の領収書の提出を求めているが、それが無いことを理由に賠償を拒否している。税務署でさえ、税務申告の証憑保存期間は、最長7年としている。現地確認に来るよう要請をしているが、現地確認には来ず、領収書がないと認めない状況であるため、その賠償姿勢を改めるようお願いしたい。

【轡田協議会副会長（商工会連合会会長）】

- 一括賠償について、当初の説明会では2倍という話を聞いたつもりでいたが、現実には2倍いただける方は1割2割と言われており、1倍もしくはゼロということで打ち切られていると聞いている。特に、会津方部の直接被害のない地域がそのような状況で、しかも、東電の担当者によってかなり違うという話も聞いているので、そういうことが絶対ないように同じレベルで見ていただくようお願いしたい。
- 会津地区もだいぶ観光客が戻っていると聞いているが、地域差がかなりある。特に奥会津、南会津、只見など奥の方は、震災前のせいぜい5、60%、よくいって70%。最近、尾瀬のことが100%戻ったと報道されるが、残念ながら、尾瀬は入り口が福島県側と群馬県側があって、群馬県側から入ってしまうというのが現状で、皆さん苦勞されている。

【高橋原町商工会議所会頭（商工会議所連合会副会長）】

- 何と言っても農林業が再生されないと、私ども商工業も連動しているので、なかなか難しい環境にある。ただいまも農協関係の皆様からさまざまな御意見が出ていたが、これから先、農業が再生することにより商工業が成り立っていくということだと思っている。
- 商工業もこれから先のさまざまな案件、要望、要求はあるが、その中で、特に一言だけ申し上げると、やはり相当因果関係のとらえ方である。これから先長い変化の中で、どのような形で東京電力は各地域の変化を柔軟にかつ正確に捉えていくことができるのかということだと思っているので、東電の総力を挙げて、福島、商工業、農林業を支えていっていただければと思う。

【内池協議会副会長（中小企業団体中央会会長）】

- 国の指針の見直しを受けて、去年の8月以降の営業損害の一括賠償については、すでに手続きが進んでいるところだが、相当因果関係の確認について、従来とは異なって、膨大な資料の作成、提出を求められ、これはやはり、小規模零細企業にとっては苦痛、負担となっている。風評被害の判断の基準が明確に示されない中で、立場の弱い零細企業が減額にやむなく合意する事例がかなりあり、減額なり対象外ということであれば、その理由について明確な基準、根拠を示していただき、個別訪問、説明をしていただき、不公平感の残らないような対応をお願いしたい。
- 事故から5年以上経過した現在でも、風評被害は終わっておらず、県内のほとんどの事業者は懸命な売り上げ回復の努力をしているわけだが、厳しい価格競争の中、売り上げの回復、新規開拓を目指そうとすると、どうしてもとんでもない安値でないと受注できない状況であり、仮に売り上げの金額が見た目戻っても、その利益率はその事業の存続を維持するに値するかということを決してそうではないということを認識していただき、今後とも誠意を持って対応していただきたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- 農地にフレコンバックが山積みされていて、整備されていない、というのはおっしゃるとおりだと思うので、その辺の再開に向けた取組をしっかりと、もとより賠償で解決するというよりも、できる限り営農を早く再開し、元のようになる、そこに早く持って行く、というのが進んでいく道であると思う。この12月以降、来年からに向けてどのようにしたらいいかを早く詰めなければいけないと思っており、何とか秋までにそうしたことをまとめて御相談させていただきながら、営農再開に向けた努力をさせていただきたいと思っている。年明け以降の考え方についてはなるべく早くお示しし、それによって、区域外

もそれをふまえて考えていかなければならないと思っている。

- 小高地区の問題、15年前の証憑の問題であるとか、一つ一つ個々の問題に我々がどれだけ寄り添って対応していくかということだと思っているので、引き続きしっかりと体制を固めて対応できるようにしないとイケない。
- 商工業の件について、轡田会長からもあったとおり、まだまだ担当者によって判断が違うということがある。個々の事情が必ずしもAとBとが同じかどうか難しいところだが、ただ我々としてはしっかり体制を整えて、あっちではこう言ったのに、こっちではこう言うなどないようにしっかりそろえていかなければならない。
- 観光についても少しずつ戻っているということだが、やはりまだまだ地域差があると思う。個々の事情にしっかり対応していかなければならない。
- 少しでも早く損害がなくなるような方向に向けて、我々としてもただ賠償を払うというだけでなく、いろいろな形で取り組んでいきたい。
- 内池さんからあったように、中小規模の事業所さんに対して証憑の要求が多いということで、できるだけ簡素化をして、何を証明していただきたいのか、どこがポイントなのか、データ等をお示ししていかなければならないと思っている。

【東京電力 近藤室長（福島県補償相談室）】

- 農業、商工業ともに、損害賠償ということで、原子力損害賠償法、あるいは支援機構法という法律の枠組みの中で動かなければならないという制約があるものの、今回の大きな事故は、その枠組みを超えるような事態である。そのため、私どもも試行錯誤を繰り返しながら何とか5年間やってきたところであり、そういった意味で、これまでの枠にとどまらない中身につきましては、我々も一生懸命知恵を絞っていきたいと思っている。どうしても賠償という枠は超えられないところはあるが、その枠の中で精一杯御事情を伺い、それで知恵を絞っていく、これが私どもは寄り添うということではないかと思っている。
- 今後、なるべく早い段階で農業関係の賠償の方向性についてもお示しさせていただいた後に、御意見を賜りながらよりよい賠償の方向に向けて進めていきたいと考えているので、引き続きどうぞよろしくお願いしたい。

【小松協議会副会長代理（福島県市長会常務理事）】

- 自治体賠償について2点申し上げる。自治体において、原子力発電所事故によって増えた経費とする超過勤務手当については賠償として認めていただいているが、100%事故対応している職員の人件費の本給については認めていただいていない。各自治体において少ない人材の中から原子力発電所事故対応専任として充てていることから、本給についても賠償の対象としていただくよう

お願いしたい。

- 2点目は、固定資産税の減収に係るもの。御存じの通り、固定資産税は市町村の基幹税である。減収した分は交付税で補填されるものとお考えかもしれないが、交付税では100%カウントされない。現実に税収が減った分は、相当自治体のダメージが大きい。これについても明らかに原子力発電所事故に由来するものであるという部分について賠償の対象としていただくようお願いしたい。

【菊池協議会副会長代理（福島県町村会副会長 埴町長）】

- 自治体は苦勞しているが、今日は東電におねだりに来たのではない。実態を分かって欲しいということで、その辺は理解していただきたい。
- 今の福島県のおかれている状況は、松の盆栽にたとえると、松の盆栽が放射能に侵されて枯れる寸前である。カンフル剤という栄養剤を入れることでまたすくすくと育つ、それが賠償金ということになると思う。福島県が強く生きるためにはこのカンフル剤が不可欠なので、そのあたりをお考えいただければと思う。

【東京電力 廣瀬社長】

- それぞれの事情はよく理解したところ。本給の人件費や、先ほど話があったように、今の賠償は損害が出ないと払えないという形になってしまっている。先ほどの例でいうと、むしろ盆栽を枯らさないとお金が出ないということになっている。もちろん我々は枯らさない方がいいに決まっていると思っているが、なかなかそのところの建て付けがうまくできないということが、先ほど近藤の方からも話があったとおり。そこは我々が知恵を出さなければならないところだと思っている。そこを突破しないと結果的に損害を大きくして賠償がまたそこに必ず伴うという形になってしまうので、我々も何とか少しでも少なくして復興に結びつけようというのが全体の考え方だと思っており、復興加速化本部の考え方はそういうことだと思う。

【東京電力 近藤室長（福島県補償相談室）】

- 自治体賠償の関係は大変遅れており、本当に申し訳ないと思っている。最初に個人の賠償が先行したがために、私どもの甘い考えで遅くなってしまっているが、今鋭意進めているところ。
- 同じ人件費といっても、専任の方とそうでない方、いろいろな事情があるかと思うので、再度しっかりと御事情を伺う体制で取り組んでいるところであり、適切な対応をさせていただきたいと考えている。

【鈴木協議会副会長代理（副知事）】

- 私から何点か確認をさせていただきたい。まず最初に、言わずもがなではあるが、原子力損害賠償は、被害がある限り賠償は継続するという大原則があるので、それについて改めて考え方をお聞かせ願いたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- もちろん相当因果関係云々というただし書きはついてしまうが、原発事故由来の損害があれば最後の一人まで賠償するというのが私どもの考え方である。

【鈴木協議会副会長代理（副知事）】

- では、3点ほど確認をさせていただく。一つ目は、平成29年1月以降の農林業に係る営業損害の賠償の考え方について、先ほど秋には明示をするという一定の目安を示していただいたことで、一定の進歩はあったと思うが、農業関係団体においてはこれは非常に大事な事項である。示された後に検討する時間が必要であるので、秋までという話ではあったが、できる限り早くお示しをいただきたい。特に時期もさることながら中身も大事であることから、賠償対象、基準であるとか、さまざまな個別具体的な意見もあったので、そうした協議をふまえて、内容についても納得できるような枠組みをお示しいただきたい。
- それから2つ目、風評被害の相当因果関係の類型化、判断根拠等について、冒頭、廣瀬社長から個別の類型の一例をお示しいただいたが、状況は個別それぞれ違う。一方で類型化を増やしていただいて、いろいろな形で水平展開をしていただくとともに、個別の状況に寄り添っていただいき、相当因果関係の証明については、零細事業者は個別に証明することは非常に難しいので、やはり類型化とか大枠で認めていただくという方式で、被害者に寄り添った丁寧な対応をお願いしたい。
- それから3つ目、自治体賠償について、遅れているという話をしたが、特に証明の簡素化の問題も含めて、人件費、固定資産税の問題も含めて少し議論を加速していただいて、迅速かつ確実な賠償が行われるようにしっかりと対応していただきたい。以上、3点について東京電力からの回答をお願いしたい。

【東京電力 廣瀬社長】

- まず、来年以降の農林業の営業損害賠償については、先ほども申し上げたとおり、秋にはお示ししたいと思っているが、今御指摘があったとおり、当然中身も大事であり、皆様の方でお考えになる時間も当然必要だと思っているので、とにかくできるだけ早く、いろいろ御鞭撻をいただきながら検討を進めていきたい。
- 次に、風評被害の相当因果関係の類型化について、個々の事情を聞かないとなかなか類型化はできないので、極力直接訪問をして、しっかりとお話をして

いきながら類型化するとともに、各種統計等のデータを具体的に示した上で距離をつめることをしていかなければならない。引き続き丁寧な対応をしてまいりたい。

- 最後に、自治体賠償に関して遅いのは御指摘のとおりなので、少しずつだが進めさせていただいているところ。また、自治体の賠償についても、結局証憑の部分であるとか、証明の仕方等同じような問題が出てくるので、その簡素化、収集作業のお手伝いについて、我々も是非やっていかなければならないと思っている。そうした対応も加えながら賠償を進めてまいりますので、今後とも引き続き御指導いただきたい。

【JA福島未来そうま地区本部山田審議役】

- 最後に一つ、東京電力といろいろ交渉していると、最後に出てくるのは「東京の確認がないと回答できない。」ということ。前にこのような形の場で、社長が「できるだけ福島に権限を持たせる」と言っていたと記憶しているが、なお、福島の現場に権限を委譲するように一つよろしくお願いしたい。

【東京電力 近藤室長（福島県補償相談室）】

- 私自身行ったり来たりはしているが、基本的には福島にいる。今こちらに出張で来ているという形になっているので、そういう意味では、権限が東京にあるというよりは、もし私に権限があるとすれば、福島にあるということになるかと思う。東京の方で確認をしたり、法的に難しい問題があれば、弁護士に確認をしたりということもあるが、権限は福島にあるので、しっかりと御事情をお伺いしながら、東京の方に押しつけるということがないように対応させていただきたい。

【鈴木協議会副会長代理（副知事）】

- 最後に私から申し上げる。原子力発電所事故から5年3か月が経過した今もなお、多くの県民が避難生活を継続し、各方面で風評の影響が根強く残るなど、依然として厳しい状況が続いている。被害者の一日も早い生活、事業再建のため、東京電力としても、避難指示が長期化している本県の実情や被害者の意向を十分に踏まえた賠償の実施に全力かつ迅速に取り組んでいただきたいと思います。本日の各代表者からの意見を真摯に受け止め、被害がある間は当然に賠償を継続し、被害者の立場に立って、誠意を持って対応していただきたいと思います。

以上で、本日の東京電力に対する要求活動を終了する。